

空き家改修補助金 あります！



上限 **30** 万円

- 空き家バンク登録物件を10年以上利用
 - 町外からの転入者で年齢要件有り
(39歳以下の個人、または夫婦のいずれかが39歳以下の世帯)
 - 建築物の維持及び機能向上を目的として行う修繕、模様替え等の改修に
要した経費の50%以内
- ※その他要件あり（詳細は裏面をご確認ください。）

まずはお気軽にご相談ください



0745-45-1002

平群町役場
まち未来推進課

[所在地] 〒636-8585
奈良県生駒郡平群町吉新1--1-1
[メール] machi-mirai@town.heguri.nara.jp

詳細はこちらから



《移住定住促進空き家改修支援事業補助金》

平群町では、空き家の有効活用と移住・定住促進を図るため、空き家バンク登録物件の所有者又は利用者へ空き家の改修費用の一部を予算の範囲内で補助します。

【補助対象者】

- (1) 空き家バンクの所有者（当該空き家物件を10年以上活用する。）
 - (2) 利用者（町外から転入し、当該空き家物件に10年以上居住する。）
- ※利用者は、町外からの転入者で、かつ、39歳以下の個人
又は夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

【補助金額等】

空き家の維持及び機能向上を目的として行う修繕（内装工事や台所、風呂、便所等の改善）、模様替え（クロス張替え）等の改修に要した経費の50%以内（上限30万円）

※外構工事及び造園工事等、機器・備品購入は対象外

【補助対象の空き家】

- (1) 空き家バンク制度による登録をしていること
- (2) 1年間以上、居住者又は利用者がいないこと
- (3) 災害が発生する恐れのある区域（土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン））にないこと
- (4) 昭和56年6月1日以降に建築されていること

【手続きの流れ】

- ① 空き家バンク登録（申請者）
- ② 空き家登録物件の所有者と利用者で売買契約又は賃貸借契約（申請者）
- ③ 申請書の提出（申請者）
- ④ 交付決定通知（平群町）
- ⑤ 当該空き家の改修工事（申請者）
- ⑥ 実績報告書の提出（申請者）
- ⑦ 補助額の確定決定通知（平群町）
- ⑧ 請求書の提出（申請者）
- ⑨ 補助金交付（平群町）

※その他要件有り